また、製造者等は、特別措置法に基づく環境大臣の協力の要請を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんについて協力することが求められるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。

3　国の役割

国は、拠点的広域処理施設の整備を推進するほか、都道府県市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図るとともに、都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制を整備することに努めるものとする。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように、都道府県市間の調整、都道府県市と日本環境安全事業株式会社の間の調整及び日本環境安全事業株式会社の指導監督を行うとともに、都道府県市と連携し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するものとする。

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法による無害化処理の認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の量が膨大であること及びポリ塩化ビフェニルの濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理が更に合理的に進むよう、技術的な検討を行うことが必要である。

さらに、国は、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等の状況及び拠点的広域処理施設における処理の進捗状況に関する情報の整理及び提供、より効率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずることとする。

4　地方公共団体の役割

都道府県市は、これまでにポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生している状況に鑑み、当該都道府県市の区域内に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を実地に把握するとともに、必要な調査を行った上で、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物がないよう保管事業者に届出を徹底させること並びに適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び第３節に記載する計画的処理完了期限内の計画的な処分のための取組を講ずるよう必要な指導等を行うことが必要である。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、都道府県市は相互に連携して、確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的な収集運搬の体制の確保を行うとともに、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう他の都道府県市との調整及び日本環境安全事業株式会社との調整を行うことが必要である。また、都道府県等は、これらの保管事業者に対する指導の方針及び拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針について、処理計画に定めるとともに、都道府県市は当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努めるものとする。

さらに、都道府県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

このほか、都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。また、都道府県及び市町村は、国とともに、国民に対し、国及び地方公共団体が実施する施策への協力が得られるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努めなければならない。

第２節　処理施設の整備その他の処理体制の確保に関する方針

産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管事業者の責任において確実かつ適正に処理しなければならず、その処理に当たっては、当該事業者が自ら処分するか、又は処分を処分業者に委託しなければならない。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分には高度な技術力と高額な設備投資を必要とするため、一部の民間事業者を除いては自ら処分することは実質的に困難な状況にある。また、事業として他人の需要に応じてポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う処理施設の設置については、主要な処理対象物の量が今後増える見込みがない一方、高い技術と多額の資本を必要とするほか、地域住民の理解が得られにくいこと等から実現が困難な状況にある。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関して平成40年までの適正な処分等を盛り込んだストックホルム条約について、我が国も加入しているところであり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を速やかに進めることが、国際的にも必要となっている。

このような状況を踏まえ、我が国全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することが必要であることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を大量に保管する特定の保管事業者等が自ら処分することを促進しつつ、国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、国が、日本環境安全事業株式会社を活用して、拠点的広域処理施設の整備を図ってきたところである。

拠点的広域処理施設については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要となっている高圧トランス等、高圧コンデンサ等及び廃ポリ塩化ビフェニル等（以下「高圧トランス・コンデンサ等」という。）並びに安定器等・汚染物を処理の対象物として整備を進めてきたところである。

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、電力会社が自ら保管する柱上トランスについては自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度も活用しながら、処理体制を確保することとする。

その他、ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって、ポリ塩化ビフェニルによる汚染の程度が一定値以下のものについては、平成24年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象とされており、本制度を活用し、処理体制を確保することとする。

第３節　日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向

1　日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の処理体制

日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理するため、国、都道府県市、日本環境安全事業株式会社等の関係機関は、緊密な協力の下に、これまでに整備された日本環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。具体的には、次の表に掲げるとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物を定めるものとし、これにより、高圧トランス・コンデンサ等について、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を可能とする。このため、日本環境安全事業株式会社の各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

また、安定器等・汚染物については、北九州事業所及び北海道事業所の２カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪事業所、豊田事業所及び東京事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととする。